

# 徳力本店の地金預入れ特化型サービス 『GTK システム』約款

## 第1条(適用範囲)

株式会社 徳力本店(以下「弊社」といいます)の地金預入れ特化型サービス「GTKシステム」(以下「GTKシステム」といいます)に関しては、本約款の定めるところによります。

## 第2条(定義)

GTKシステムとは、お客様が弊社に金地金・プラチナ地金および銀地金(以下「地金」といいます)の寄託を希望した際に、お客様が寄託者となって弊社と寄託契約(以下「本寄託契約」といいます)を締結し、弊社より地金を購入、または弊社に地金を持込み、弊社がその地金を保管することをいいます。

## 第3条(サービス内容)

GTKシステムのサービス内容は以下のとおりです。

GTKシステムは、弊社が地金をお預かりすることに関して、お客様に対し、地金売却益の取得、利息の付与その他一切の財産上の利益の供与を保証するものではありません。

### 1. 購入預入れ

お客様が弊社の店頭および電話・WEBで地金を購入すると同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位等は第13条の規定により、購入預入れは第14条の規定によるものとします。

### 2. 持込み預入れ

お客様が所有している地金をお預かりするサービスです。地金については第15条に該当するものを条件とします。なお、預入れ地金単位等は第13条の規定によるものとします。

### 3. 地金の返却

お客様からお預かりした地金を返却するサービスです。なお、返却は第17条の規定によるものとします。

### 4. 市場売却

お客様からのご依頼に基づき、お客様のご依頼にかかる日に、お客様からお預かりした地金を業者間市場で売却した代金から弊社所定手数料を控除した金額をお客様にお支払いするサービスです。なお、市場売却は第18条の規定によるものとします。

## 第4条(申込み条件)

お客様がGTKシステムを利用されるためには弊社との間において本寄託契約を締結することを要し、また本寄託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。

1. 日本国内に在住し、満20歳以上であること。
2. ご利用金融機関が国内の金融機関であること。
3. 申込み者と口座名義人が同一であること。
4. 個人名義での利用の際は、ご登録住所が本人確認書類と一致すること。
5. 法人名義での利用の際は、ご登録住所が登記事項証明書と一致すること。
6. 申込者の意思に基づく申込みであること。

## 第5条(申込み)

1. お客様が本約款を承諾のうえGTKシステムに申込みを希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、本人確認書類を同封の上、弊社にご提出いただきます。法人の場合は登記事項証明書と代表者の本人確認書類をご提出いただきます。
2. 口座開設手数料および年会費、持込預入手数料の支払方法は以下に規定される手数料等を支払うことにより、本寄託契約の申込みを承ります。

### ① 口座開設手数料

お客様がGTKシステムご利用口座を開設する際には「口座開設手数料」をお支払いいただきます。

### ② 年会費

GTKシステムにお申込みされたお客様は「年会費」をお支払いいただきます。年度の途中加入の場合、年会費を月割で計算するものとします。

### ③ 持込預入手数料

持込み預入れ利用時には地金を預入れるための「持込預入手数料」をお支払いいただきます。

3. 一旦納入された年会費および各種手数料はいかなる理由でも一切返金いたしません。

## 第6条(契約の成立および会員の登録)

お客様が第5条に定める手数料等を支払い、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものと、お客様をGTKシステムの会員(以下「会員」といいます)として登録いたします。本寄託契約および会員の取引その他に関して、クーリングオフ、契約申込みの撤回または契約解除に応じることはできません。

## 第7条(本人確認等)

1. 本約款または附帯規程に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、お客様に対し、弊社所定の用紙で提出を求められることができるものとします。
2. 前項の用紙の提出を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款又は附帯規程に基づく弊社の義務の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、このことについて、弊社は一切責任を負わないものとします。

## 第8条(本寄託契約期間および自動継続)

本寄託契約の有効期間(以下「本寄託契約期間」といいます)は初年度の場合、本寄託契約の成立した日から7月31日までとします。ただし、第22条から第28条までのいずれの

規定にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間とします。

#### 第9条(地金の保管)

1. 会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金は、会員のご依頼があるまで弊社所定の保管金庫に格納し、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管管理いたします。
2. 前項で会員よりお預かりした地金の保管に際しては、会員が所有権を有する地金として管理し保管いたします。保管方法は弊社の資産とは別といたします。
3. 毎月末に管理者によって棚卸業務を行います。また、年度末に第三者に対して確認業務を委託するなどして、お預かり地金を適切な体制で管理いたします。

#### 第10条(保管料の算定基準)

1. 保管料の算定方法は1日ごとのお預かり重量を累積し、お預かり日数で割った1日あたりの平均保管重量により決定いたします。なお、平均保管重量は、金・プラチナ・銀地金それぞれについて算定します。
2. お預かり重量の累積は、次の各号に従って求めるものとします。ただし、本寄託契約が各号の期間中に成立した場合、本寄託契約の成立の日から直近の1月31日又は7月31日までの間にお預かりしている地金の各日の合計重量とします。
  - ① 各年8月1日から翌年1月31日までの間のお預かり地金の各日の合計重量とします。
  - ② 各年2月1日から7月31日までの間のお預かり地金の各日の合計重量とします。
3. 1日ごとのお預かり重量の残高は、各日22時時点におけるお預かり地金の重量とします。
4. 地金ごとの保管料を基準は、弊社所定の地金保管料によりそれぞれ決定するものとします。

#### 第11条(保管料及び年会費の支払い)

1. 本寄託契約期間中、前条に基づき算定した保管料及び年会費をお支払いいただきます。
2. 保管料は3月8日および9月8日の口座振替となります。  
(お預かり期間)  
8月1日から翌年1月31日までの保管料…3月8日  
2月1日から7月31日までの保管料…9月8日
3. お預かり期間の1月末および7月末締め後に自動解約となった場合でも対象期間分は、口座振替が実行されます。
4. 中途での自動解約の場合、保管料は口座振替の締め(1月末及び7月末)実行期間外の分を月割り計算とし、精算いたします。
5. 年会費につきましては、8月1日時点で継続されている会員は口座振替となります。振替日は9月8日になります。
6. 金融機関が休業の場合は翌営業日に口座振替いたします。

#### 第12条(地金残高の通知)

本寄託契約期間における会員の7月末および1月末時点でのお預かり地金残高を年2回、会員のご登録住所宛てにGTKシステム残高報告書にて報告いたします。

#### 第13条(預入れ地金単位等)

GTKシステムにてお預かりできる地金単位等は、以下のとおりとし、単位未満の地金はお預かりすることができません。

1. GTKシステムでお預かりできる地金は100g以上100g単位とします。
2. お預かりの限度重量は、1口座につき金地金・プラチナ地金は100kg、銀地金は500kgとします。

#### 第14条(購入預入れ)

会員は本寄託契約期間中、購入預入れ受付時間内において、購入預入れお申込み時点での弊社発表税込小売価格にて地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位等は第13条の規定によるものとします。

1. 店頭受付
  - ① 受付先  
東京本社地金店舗または大阪店。
  - ② 受付時間  
営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとなります。
  - ③ 申込み  
店頭にて弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。
  - ④ 適用価格  
購入預入れ申込み時点とします。
  - ⑤ 決済方法  
購入預入れ代金を弊社所定の方法でお支払いいただきます。
  - ⑥ 発行書類  
取引完了後、購入預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。
2. 電話受付
  - ① 受付先  
地金店舗所定の電話番号。
  - ② 受付時間  
営業日10時から13時30分までとします。
  - ③ 申込み  
電話にて所定の手続きを行っていただきます。
  - ④ 適用価格  
購入預入れ申込み時点とします。

- ⑤ 決済方法  
指定銀行口座に購入預入れ代金を電信扱いで申込み当日14時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。
- ⑥ 発行書類  
取引完了後、購入預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。

### 3. WEB 受付

- ① 受付先  
弊社ホームページ (<https://www.tokuriki-kanda.co.jp/>) の【会員様メニュー】内、WEB 購入預入れ。
  - ② 受付時間  
営業日10時から13時30分までとします。
  - ③ 申込み  
WEB 購入預入れフォームに所定事項を入力し送信ください。
  - ④ 適用価格  
会員から購入依頼メールを受信した時点とします。
  - ⑤ 決済方法  
購入預入れ受領メールを会員に返信いたします。弊社指定銀行口座に購入預入れ受領メールに記載されたご請求額を、電信扱いで当日14時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。
  - ⑥ 発行書類  
取引完了後、購入預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。
4. 購入預入れは、弊社での申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
5. 購入預入れ当日分の一部地金の返却、もしくは一部市場売却は行えないものとします。

### 第15条(持込み預入れ条件)

持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。

#### 1. 弊社製地金の場合

- ① 第13条に定める地金単位であり弊社発行の計算書をお持ちであることを条件とします。なお、計算書を紛失された場合は、製造番号(インゴットナンバー)が打刻されている地金に限りお預かりが可能なものとします。ただし、弊社製であっても他店でお買い求めの地金については、計算書が必要となります。
- ② お預かりの際、地金1本につき弊社規定の持込預入手数料をお支払いいただきます。
- ③ 銀地金で端数がある場合、多い分は端数分を第18条の定めに基づいて処理し、持込預入手数料と相殺するものとします。少ない分は端数分を購入していただき、持込預入手数料と合算してお支払いいただきます。

#### 2. 弊社製地金以外の場合

- ① 第13条に定める地金単位であり、一般社団法人日本金地金流通協会正会員の地金、もしくはグッドデリバリーバーであること、かつ販売元発行の購入金額等を証明できる書類があることを必須条件とします。ただし、銀地金は弊社製のみのお預かりとなります。
  - ② お預かりの際、地金1本につき弊社規定の持込預入手数料をお支払いいただきます。ブランドによっては弊社製地金との買取価格の差額相当額を手数料としてお支払いいただくことがあります。
3. 相続もしくは贈与を受けた地金の場合、弊社製・他社製、双方ともにその手続きが完了したものであれば、預入できるものとします。お預かり後のトラブルおよび損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

### 第16条(持込み預入れ)

会員は、本寄託契約期間中、持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している第15条の条件を満たしている地金を預入することができます。

#### 1. 店頭受付

- ① 受付先  
東京本社地金店舗または大阪店。
- ② 受付時間  
営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとします。
- ③ 申込み  
店頭にて弊社所定の手続きを行っていただきます。
- ④ 決済方法  
店頭にて持込預入手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。
- ⑤ 発行書類  
取引完了後、持込み預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。

#### 2. 電話受付

- ① 受付先  
地金店舗所定の電話番号。
- ② 受付時間  
営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとします。

- ③ 申込み  
電話にて所定の手続きを行っていただきます。
  - ④ 地金の発送  
会員は、弊社宛に第15条の条件を満たしている地金及び書類を発送していただきます。鑑定後に持込預入手数料等の金額を連絡いたします。なお、送料や発送に関わる費用は会員負担とします。
  - ⑤ 決済方法  
弊社指定銀行口座に、持込預入手数料を電信扱いで翌営業日14時までにお振込みしていただきます。振込手数料は会員負担とします。
  - ⑥ 発行書類  
取引完了後、持込み預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所に送付いたします。
3. 会員が所有している地金を鑑定した結果、第15条の条件を満たさないと判断した場合、店頭による持込み預入れの際はその場でお返しいたします。電話による持込み預入れの際は速やかに会員のご登録住所宛に弊社指定の方法で発送いたします。なお、送料や発送に関わる費用は会員負担とします。  
新規のお客様において、地金が第15条に該当しないとき、店頭対応の場合はその場でお返しします。地金発送の場合に関しましては、申込書記載の住所に返送します。なお、返送費用はお客様負担とします。
  4. 持込み預入れは、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
  5. 会員が地金を発送し、弊社が受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について弊社は一切責任を負わないものとします。
  6. 持込み預入れ当日分の一部市場売却、もしくは一部返却は行えないものとします。

#### 第17条(地金の返却)

会員は、本寄託契約期間中、返却受付時間内において、前日までのお預かり地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる地金は100g以上100g単位とします。なお、返却の際は、弊社規定の小口地金製造手数料が発生するものとし、全て弊社製地金での返却とします。  
地金の返却は状況により、製造期間をいただく場合があります。その場合、相当の期間をもって対応させていただきます。

##### 1. 店舗受付

- ① 受付先  
東京本社地金店舗または大阪店。
- ② 受付時間  
営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとします。
- ③ 申込み  
店頭にて所定の返却手続きを行っていただきます。
- ④ 決済方法  
小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて小口地金製造手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。
- ⑤ 発行書類  
取引完了後、返却内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。
- ⑥ 地金の受渡し  
店頭にて地金の受渡しをいたします。

##### 2. 電話受付

- ① 受付先  
地金店舗所定の電話番号。
- ② 受付時間  
営業日10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとします。
- ③ 申込み  
電話にて所定の手続きを行っていただきます。
- ④ 決済方法  
小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に電信扱いで翌営業日14時までにお振込みしていただきます。振込手数料は会員負担とします。
- ⑤ 発行書類  
取引完了後、返却内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所に送付いたします。
- ⑥ 地金の受渡し  
入金確認後、原則として翌営業日に会員のご登録住所に発送いたします。

3. 返却利用時にかかる送料・振込手数料は会員負担とします。

4. 返却は、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

5. 会員登録当月の全量返却はできかねます。

6. 返却による自動解約時は、第11条4項の規定により保管料をお支払いいただきます。

7. 会員によるお預かり地金の返却後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第18条(市場売却)

会員は、本寄託契約期間中、売却受付時間内において、前日までのお預かり地金の売却依頼をすることができます。売却を依頼できる地金は100g以上100g単位とします。

## 1. 店舗受付

### ① 受付先

東京本社地金店舗または大阪店。

### ② 受付時間

弊社営業日10時から16時までとします。

### ③ 申込み

店頭にて所定の方法でご依頼を行っていただきます。

### ④ 売却価格及び手数料

売却価格は、お客様のご依頼のあった日の地金相場の価格を参照します。

手数料は、弊社所定の金額とし、売却価格から控除します。

### ⑤ 決済方法

売却代金は、弊社所定手数料を控除した上で、所定の方法でお支払いします。

原則として弊社が申込みを受けた月末営業日を除く2営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。なお、振込日が月末にあたる場合は3営業日後にお振込みとなります。

### ⑥ 発行書類

取引完了後、売却等の内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。

## 2. 電話受付

### ① 受付先

地金店舗所定の電話番号。

### ② 受付時間

営業日10時から16時までとします。

### ③ 売却価格及び手数料

売却価格は、お客様のご依頼のあった日の地金相場の価格を参照します。

手数料は、弊社所定の金額とし、売却価格から控除します。

### ④ 申込み

電話にて所定の手続きを行っていただきます。

### ⑤ 決済方法

売却代金は、弊社所定手数料を控除した上で、所定の方法でお支払いします。

原則として弊社が申込みを受けた月末営業日を除く2営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。なお、振込日が月末にあたる場合は3営業日後にお振込みとなります。

### ⑥ 発行書類

取引完了後、売却等の内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所に送付いたします。

3. 売却は、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

4. 会員登録当月の全量売却はできかねます。

5. 売却による自動解約時は、支払い金額から第11条4項の規定により保管料を差し引かせていただきます。

## 第19条(届出事項の変更、および成年後見開始の審判を受けた場合の手続き)

1. 会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合またはお届けの振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について弊社は一切責任を負わないものとします。

2. 会員のために家庭裁判所から成年後見人、保佐人または補助人が選任された場合、成年後見人の署名または会員および保佐人または補助人の連署にて、弊社にご連絡の必要がございます。なお、この場合は弊社所定の届出書類とともに家庭裁判所の審判の内容を証明する書類をご提出していただきます。

## 第20条(譲渡禁止)

会員は、GTKシステムの地位およびGTKシステムによる会員の債権を第三者に譲渡、質入れ担保提供等の行為をすることはできません。譲渡または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。

## 第21条(注意点および禁止事項)

1. 会員が過去一度でも本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。

2. 返却を受け弊社が発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は発送業者から弊社に返送されます。この場合弊社では、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出があり次第、送料は会員負担にて再度発送します。また、再発送にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、または所定の期日を過ぎても会員より申し出がない場合については、弊社は会員の返却お申込みが取り消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し、残りは会員のご登録口座にお振込みいたします。その際、振込手数料は会員負担とします。

3. 弊社は、同日内の地金の異なる種類の取引(購入預入れ、持込預入れ、地金の返却または市場売却)をお断りすることができます。

4. 取引開始後、代行会社を介して印鑑相違など申込書の不備が判明した場合、弊社へ再提出されるまでの間は各種手続きができません。

5. 申込書が到着して3ヶ月を経過しても取引の意思が見られない場合は、連絡後に書類を破棄もしくは返送するものとします。なお、返送費用はお客様負担とします。

6. 会員は、自らまたは第3者を利用して以下に該当する行為を禁止します。



- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為。
- ④ 弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。

#### 第22条(契約解除による契約終了)

1. 会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所宛てに発送する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。
  - ① お申込み時に虚偽の申告をされたとき。
  - ② 本約款に違反されたとき。
  - ③ 関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。
  - ④ 継続時にお支払いいただく年会費および保管料が1ヶ月経過してもお支払いがないとき。
  - ⑤ 第32条に違反していると判明した場合。
  - ⑥ 破産、民事再生、その他債務整理手続きの申立てを受けた場合。または自ら申し立てた場合。
  - ⑦ 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受けた場合。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じた場合。
  - ⑧ その他やむを得ない事由がある場合。
2. 会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。
3. 第1項による契約解除において、弊社は一切責任を負わないものとします。
4. 第1項の場合、弊社は地金全量の返却または市場売却を行います。この場合は第17条または第18条の規定を準用します。

#### 第23条(会員逝去による契約終了)

1. 会員が逝去され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本寄託契約は当該月の末日をもって終了するものとします。
2. 前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをお取りいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量を返却、または契約終了日の相場にて市場売却します。
3. 地金の返却を行う場合、代表相続人に発送いたします。なお、この場合、第17条の規定を準用します。
4. 市場売却を行う場合、第18条の規定に準じて売却取引を行った上で、手数料を控除した代金を代表相続人の口座にお振込みいたします。

#### 第24条(自動解約)

地金の返却または市場売却によりお預かり地金の残高がゼロになった場合は、その時点をもって本寄託契約は解消されたものとみなします。

#### 第25条(相場変動による取引の中止)

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、本約款に基づくお取引を停止することができ、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第26条(不可抗力および免責事項)

天災、戦争、その他の不可抗力における履行遅滞または履行不能については、弊社は一切責任を負わないものとします。

なお、これらの事由により、本寄託契約に基づく取引の実行ができなくなった場合も、弊社は会員に対し何等の責めを負わないものとします。

#### 第27条(取引の停止・中止・中断・変更)

以下事由により、会員に予告なく本寄託契約に基づき弊社が会員に提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の停止・中止・中断・変更をすることができます。

- ① 本サービスを提供するための装置に、保守点検や緊急を要する更新があった場合。
- ② 本サービスを提供するための装置に、故障・異常・障害が発生した場合。
- ③ 天災等による公共交通機関の乱れにより、弊社運営に及ぼす影響が生じた場合。
- ④ 第25条・第26条の準する内容の発生、もしくは発生するおそれがある場合。
- ⑤ その他弊社がやむを得ず必要と認めた場合。

このことによって生じた会員の損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第28条(不可抗力による契約終了)

第25条・第26条・第27条に基づく事由により、やむを得ず本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、会員に対して弊社は一切責任を負うことなく、GTKを終了するものとします。その際、速やかに会員に告知し、地金の返却、市場売却をいたします。この場合は第17条または第18条の規定を準用します。

#### 第29条(供託)

1. 弊社は契約終了後に地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、会員による受領がない場合、弊社は会員に対する何らの通知を要することなく、第17条に準じて地金の返却または第18条の規定に準じて市場売却後の代金から手数料を控除した金銭を東京法務局に供託することができます。弊社が供託をおこなった場合、弊社の会員に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。
2. 弊社の選択によって地金を一部または全量返却、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、会員負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。

#### 第30条(約款改定ならびに承認)

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2. 本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼす場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改定内容が会員の従来  
の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資  
産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代え  
ることができるものとします。
3. 弊社が前項の通知等をおこなった後、会員が本寄託契約に基づき GTK システムを  
利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容を  
ご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用  
されるものとします。

#### 第31条(合意管轄)

本約款による GTK システムに関し、会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京  
地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第32条(反社会勢力排除)

会員は、弊社に対し、自身または代理人が反社会的勢力その他以下の各号のいずれにも該  
当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 総会屋等、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

#### 第33条(反社会的勢力排除に関する基本方針)

弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め役員・社員一同これを  
遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の  
確保に努めます。また、不当要求は断固として拒絶します。

1. 反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社  
員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適  
正に対応します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。
5. 反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

#### 第34条(個人情報の取扱いについて)

高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以  
下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集について  
個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示し  
たうえで、必要最低限の個人情報といたします。  
・お客様とのご連絡、ご確認、お知らせなどお取引の円滑な遂行のため  
・ご利用されたサービスに関するフォローのため  
・お取引代金の決済処理のため  
・ご利用されるサービスの遂行のため  
・商品やサービスのご案内、アンケートなどをお送りするため
2. 個人情報の利用について  
弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限  
りにおいて利用します。
3. 個人情報の提供について  
個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先  
に対して個人情報の漏洩や再提供などしないよう、適正な管理を行います。
4. 個人情報の管理について  
弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報  
の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。
5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去についてお客様がご本人の取引履歴以外の個  
人情報の開示、訂正、利用停止、消去等をご希望される場合は、個人情報ご相談窓口へ  
ご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応させていただきます。
6. 組織・体制  
弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。  
弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について周  
知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を  
実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム(本方針、個人情報管理規定及  
びその他の規定、規則を含む)を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。

#### <第三者への業務委託について>

弊社は第三者と機密保持契約を交わした上で、本契約に基づく業務の一部である  
代金引き落とし等について業務委託いたしますが、その業務以外の目的で利用す  
ることはありません。

個人情報に関するお問い合わせ(個人情報ご相談窓口)

TEL: 03-5577-5114 / 弊社営業日 9:30~17:00

#### 第35条(準拠法)

この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。

以上